破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２３５５号
札幌市豊平区月寒東１条11丁目３番６－305号
債務者　種市　純二
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３７１号
札幌市中央区南８条西10丁目1278番地２　エスカーダ南８条307号
債務者　金　　祐理
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５２４号
札幌市北区北21条西２丁目１番24―203号
債務者　市田　広行（旧姓鹿川）
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６４９号
北海道江別市野幌東町45番地の５
債務者　宮澤　善尚
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７４４号
札幌市中央区南12条西10丁目２番25号　孝信マンション３―15号
債務者　渡辺　　清
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７４８号
札幌市西区二十四軒１条６丁目11番21号　やすいマンション２号
債務者　山本　龍夫
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８２４号
札幌市白石区北郷１条７丁目７番12号　カーム北郷203号
債務者　伊藤　哲世
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８２５号
札幌市豊平区西岡１条11丁目11番32号
債務者　谷川ゆかり
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８４４号
札幌市中央区南２条東２丁目３番地１　創成グランドハイツ205号
債務者　菊地　洋平
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８４７号
札幌市手稲区西宮の沢１条５丁目８番６－302号
債務者　光村　鉄郎
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８７１号
北海道千歳市末広２丁目３番21号　コスモス１―203号
債務者　伊藤　敏文
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８８８号
札幌市西区発寒３条３丁目５番30―207号
債務者　山口麻祐己（旧姓木元）
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７号
北海道天塩郡豊富町字豊富西３条５丁目　富士見団地リモデル２号棟８号
債務者　吉田　昭稔
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで　旭川地方裁判所稚内支部

平成２４年（フ）第３５０号
群馬県前橋市青柳町97番地１　室田ハイツ103号
債務者　松島真由美
1　決定年月日時　平成25年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３６５号
群馬県伊勢崎市連取町1446番地　エピナールD101
債務者　堀江　正人
1　決定年月日時　平成25年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３６７号
群馬県伊勢崎市境三ツ木236番地９　レオパレスカームウエルス102
債務者　上村　真理
1　決定年月日時　平成25年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３８７号
群馬県北群馬郡吉岡町大字上野田1329番地499
債務者　宮本　博之
1　決定年月日時　平成25年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係